

静看協総第 367 号  
平成 26 年 11 月 18 日

自由民主党静岡県支部連合会  
厚生問題対策連絡協議会  
会 長 小楠 和男 様  
運営委員長 竹内 良訓 様

公益社団法人静岡県看護協会  
会長 望月律子  
静岡県看護連盟  
会長 内藤晴美

## 要 望 書

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」が告示され、質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進が方針に挙げられています。

看護職においては「医療から介護の場へ」「施設から在宅へ」と、働く場を拡大し多職種連携の繋ぎ手として期待されておりますが、そのためには、人材確保が最重要課題です。

当県は全国統計においても慢性的に医師が不足している地域ですが、看護職も同様に絶対数が不足している現状のなかで、不足している医師の業務を支援しつつ看護独自の機能を発揮し責務を果たしておりますが、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んではいないものの、臨床での疲弊感は強く、特に夜間医療は危機的な状況にあります。また、東部地域では、夜間に限らず慢性的な人材不足が続いております。

医療施設のみでなく、今後益々必要とされる在宅領域、災害対応においても、看護職がやりがいを持ち、より一層地域医療・介護・福祉の場において、実力を遺憾無く発揮できますよう、平成 27 年の予算編成に際し、格段のご尽力を賜りますよう要望致します。

## 要 望 事 項

1. 看護職の確保・定着・再就業を可能とする労働条件及び環境改善に対する支援
2. 施設・在宅領域での医療ニーズに対応する看護職への支援
3. 地域の保健・医療ニーズに応える看護の質向上への支援
4. 看護基礎教育の質向上に対する支援
5. 「特定行為に係る看護師の研修制度」導入に関する体制整備

## **1. 看護職の確保・定着・再就業を可能とする労働条件及び環境改善に対する支援**

### **1) ナースセンターの機能強化を図るための予算拡充**

「看護師等のナースセンターへの届出制度の創設」により看護師等が離職した場合の届出が義務化されました。本制度を円滑に運用し、有効な看護職確保対策にするためには、登録、マッチング等にかかわる新たな業務が発生します。また、新制度を広く周知する必要があります。順調な稼働の為の予算措置を要望します。

### **2) 昼夜の区別なく良質な医療を提供するための夜間勤務環境改善**

医療提供体制はチーム医療が推進されていますが、夜間は医師及び多職種の配置が少なく、看護職のみで夜間医療を担っているのが現状です。医療の高度化・高齢化等により、看護業務量は昼夜の区別無く行われており、夜勤を担う看護職は、膨大な業務量に加え、長時間勤務による健康上のリスク、家庭との両立等、心身への負担が多くあり、離職の大きな要因になっています。

また、訪問看護ステーション就業者確保においても、夜間緊急対応の負担が障害になっています。夜間医療を担う人材の確保につながる処遇改善・勤務環境改善について、施設管理者等の理解促進等、早急に対策を講じることを要望します。

### **3) 看護補助者の積極的な導入推進。**

看護職が看護業務に専念できる環境は、医療安全体制作りに必須であるとともに、看護職のやりがいの醸成に貢献し、高い離職防止効果が得られます。看護補助者の導入施設の偏りを失くし、昼夜の区別なく、看護補助者が配置できるよう、制度の普及・推進について理解促進のための支援を要望します。

### **4) 中高年層看護職員活用の為の再就業支援及び就労環境整備**

看護職として豊富な経験を持つ中高年看護職は、貴重な戦力として活用出来ます。しかし、未経験の看護領域への就業、特に医療機関から、施設・在宅への就業定着には学び直しが必要です。定年退職後も継続就業できるよう、様々な就業場所の特徴や求められる知識・技術を獲得するための研修を実施するための助成を要望します。

また、フルタイムでの就業が困難であっても多様な働き方の推進により、人材不足である施設・在宅領域、早朝・準夜帯等での短時間勤務は可能です。再就業を希望する看護職の定年延長、中高年看護職の採用推奨及び採用施設への助成を要望します。

### **5) 子育て中の看護職が、育児と仕事を両立できる環境整備へのさらなる支援**

女性が働くための環境整備が推進されているところですが、24時間交代制勤務の看護職は、保育施設を利用する時間が一定ではないため、通常勤務者を

対象とする保育園は利用しにくい現状にあります。院内保育室を有する施設については、看護職確保の成果は得られており、さらなる推進が期待されます。対象年齢の拡大、夜間保育、病児保育に対応できる施設増設、長期休暇中の学童保育の臨時開催、帰宅児童の安全確保の充実により、少子化対策の視点においても、子育ての時期にある看護職が就業できる環境整備を要望します。

#### **6)勤務環境改善支援センターによる支援の強化。**

勤務環境改善支援センターの積極的な取り組みにより、医療従事者の離職防止、定着促進が期待できます。センターの運営を確実なものにし、施設間の温度差を解消し、地域全体の勤務環境改善に貢献できる事業展開を推進することを要望します。

## **2. 施設・在宅領域での医療ニーズに対応する看護職への支援**

### **1)訪問看護ステーションの人材確保への支援の強化**

超高齢社会における在宅医療の充実、包括支援システムの構築には、訪問看護ステーションが担う役割が多岐にわたりますが、施設同様に人材確保に苦慮しています。施設から在宅看護への就業希望者には、本協会や訪問看護ステーション協議会等において、適応支援のための研修を実施していますが、特に小規模ステーションでは、研修参加の機会が少なく、就業継続支援体制は充分ではありません。訪問看護は、単独訪問または2人程度で行われるため、個々の看護師の質は大変重要です。特に24時間対応での夜間及び緊急訪問には、さらに専門知識、技術が必要です。

訪問看護就業希望者確保の為に広報活動への助成金、利用者の期待に応える能力を発揮できる訪問看護師の研修開催に要する予算措置を要望します。

### **2)訪問看護ステーションの安定運営と質の担保及び機能強化のための支援**

在宅推進政策の実現は、地域住民の在宅療養に対する信頼が最優先課題であり、県全体の訪問看護ステーションの質の担保が問われています。

地域ニーズは複合型訪問看護ステーション・機能強化型訪問看護ステーションに移行していますが、ニーズに応える方策と経済的基盤が弱いのが現状です。県全体の訪問看護ステーションの配置計画、急増した新設訪問看護ステーションを中心とした指導監査の強化、事業運営に関する相談・指導等、訪問看護ステーション関連課題は山積しております。訪問看護ステーションの安定運営と機能強化を図る為の、中心的役割を果たす機関の設置及び人員配置を要望します。

### **3)施設・在宅と医療機関の「看—看連携」促進への支援**

地域包括ケアシステムの構築・医療機関の機能分化推進においては、医療機

関と施設・在宅に就業する看護職の連携が必須です。特に退院調整に係る人員配置は重要です。入院直後から在宅療養の準備が必要であり、訪問看護ステーションの看護職も退院後の生活適応のためには退院後の医療処置等を周知する必要があります。連携推進の為に施設代表者対象研修、退院調整看護師育成研修、医療機関と訪問看護ステーションに就業する看護師の交流研修、関係機関への啓発等、看一看連携構築の為に予算措置を要望します。

### **3. 地域の保健・医療ニーズに応える看護の質向上への支援**

#### **1) 専門分野における質の高い看護師(認定看護師)の育成支援**

日本看護協会の認定看護師制度は21領域あり、夫々の領域で、医療・看護の質向上に成果をあげております。

本協会では、地域の医療の質確保のためには、県内での育成が必要と考え、重度身体機能障害や認知症を発生する疾患である脳卒中リハビリテーション看護認定教育を開始しております。しかし、すでに卒業生を配置した施設が増えてきたこと、新たにニーズがある施設は、看護師不足で派遣できないなど、諸般の事情から定員確保ができない状況です。定員割れによる不採算を抱えながら経営努力をしておりますが、研修継続は危機的状況です。

本県による、研修生への奨学金制度は大変評価しているところでありますが、研修継続の為に、教育機関に対する助成金増額を要望致します。

さらに、脳卒中リハビリテーション領域だけではなく、認知症・糖尿病・訪問看護領域の県内育成のニーズが高まっております。

認知症は、国のオレンジプランにも取り込まれている重要政策であり、本協会においても、看護職対象の研修を開催しておりますが、認定看護師配置の必要性が高いことを実感しております。

他県では、大学等教育機関による開講が成果をあげていることから、教育環境が整備されている大学系での養成ができるよう、関係機関に強く働きかけていただくことを要望します。

#### **2) 地域保健の質向上のための保健師活動への支援。**

地域保健、産業保健の充実を目指し保健師の活動範囲は拡大傾向にあります。地域包括支援センター運営に係る業務量の増大、職場うつ病の増加に伴う、ストレスチェック制度の導入準備など、多様化する地域保健ニーズに応えるために、主として行政機関への保健師配置の増員を要望します。

### **4. 看護基礎教育の質向上に対する支援**

#### **1) 看護基礎教育の質向上のための臨地実習指導者の育成推進**

看護基礎教育は臨地実習が必須であり、超高齢社会に向けて、高齢者ケア施設や訪問看護ステーションでの実習が増加しているにも関わらず、指導者研修

を受講した指導者が不足している現状です。

高齢者ケア施設・在宅領域での指導者育成への体制整備と財政支援を要望します。

## 2)看護職員実習指導者等講習会の通年開催。

看護基礎教育の大学化、社会人入学者の増加により、臨地実習指導者のさらなる質の向上と増員が望まれています。

看護学生が、看護を選んで良かったと実感できる指導が、中途退学者の減少、卒業後の就業継続に繋がるため、臨地実習指導者の質は大変重要です。

現在は、看護教員養成講習開催年度は休講になるため、実習施設の医療機関・看護基礎教育機関からの要望に応えるためには、通年開催を可能にする予算措置を要望します。

## 3)准看護師養成機関から看護師養成機関への移行推進

高度化する医療、多職種連携によるチーム医療において、看護師として期待される役割を果たすためには、中学校卒業以上の入学資格、2年間の養成教育を基本とする准看護師では対応困難です。看護系大学が急増し、基礎教育内容の格差は益々拡大しています。

准看護師から看護師資格取得の為の教育制度がありますが、本県における進学者数は低迷しています。准看護師養成機関から看護師養成機関への移行について、働きかけて頂くことを要望します。

## 4)助産師養成力の強化への支援

産科医師の偏在、出産年齢の高齢化、不妊症の増加、NICUへのニーズの拡大など、助産師を必要とする領域は多岐にわたっていますが、本県における助産師教育機関が少ないのが現状です。現在は助産師も偏在傾向にありますが、看護師同様、配置を望む医療機関の要望に応えていない状況です。助産師養成数の拡大、県内に就業する助産師の確保・定着への支援を要望します。

## 5.「特定行為に係る看護師の研修制度」導入に伴う、体制整備

- 1)「特定行為に係る看護師の研修制度」に係る研修実施については、平成27年10月施行が決定しております。特定行為を実施する看護師により、在宅医療の推進、重症化予防、医師不足地域住民への医療支援などの効果が期待出来ませんが、新たな制度でありますので、医療安全を保障し、混乱なく制度が導入されますよう、対策を図られますことを要望いたします。